

資料2-3

基準病床数算定に当たっての採用病床利用率について

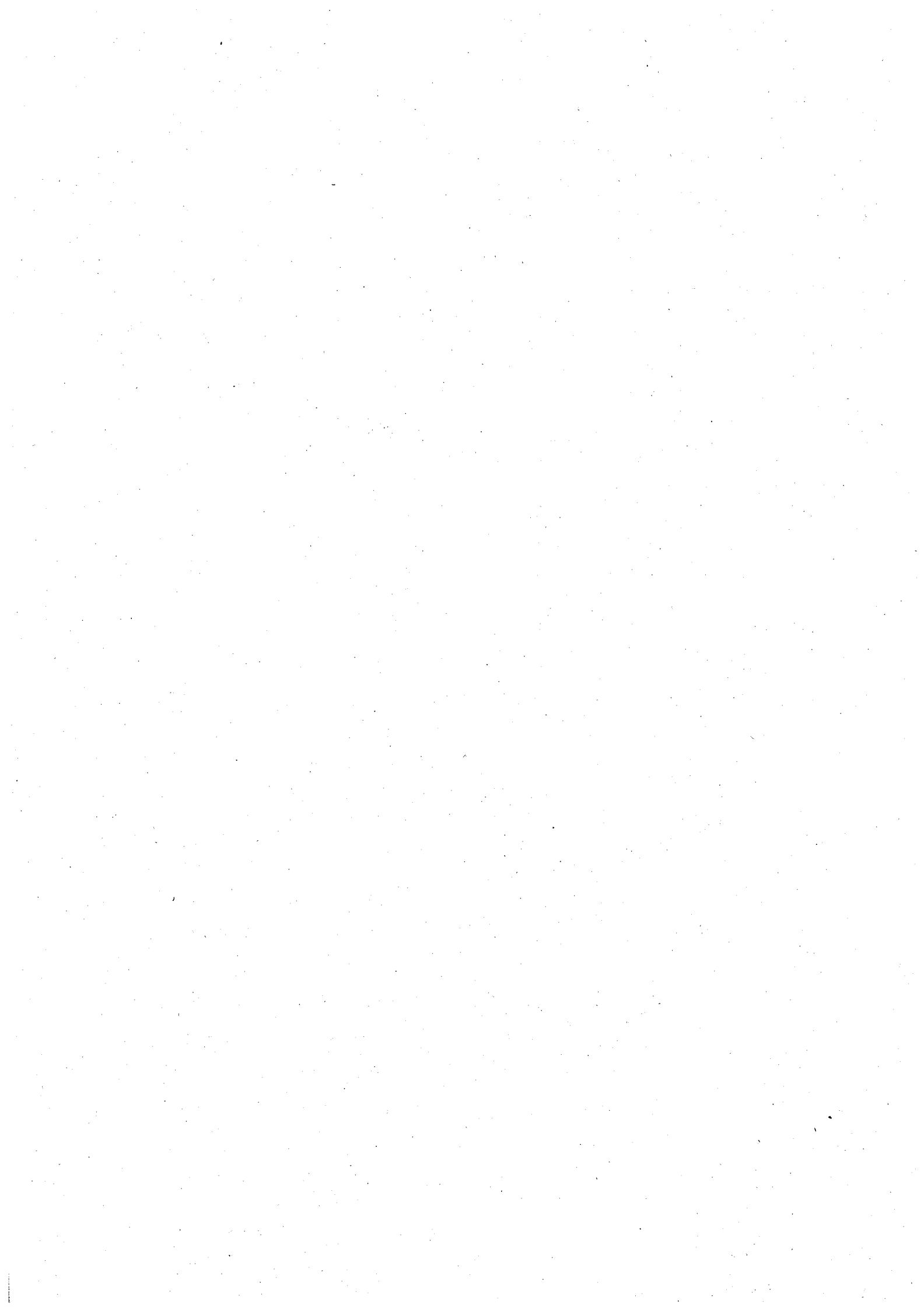
<国告示>

療養	一般
0.90	0.76

	R1病床利用率		【参考】H28病床利用率 (現行計画策定時)	
	療養	一般	療養	一般
横浜北部			0.93	0.76
横浜西部	0.90	0.84	0.93	0.79
横浜南部			0.90	0.82
川崎北部	0.96	0.83	0.93	0.80
川崎南部	0.95	0.82	0.90	0.76
相模原	0.90	0.80	0.90	0.76
横須賀・三浦	0.90	0.82	0.90	0.80
湘南東部	0.90	0.85	0.90	0.82
湘南西部	0.90	0.91	0.90	0.76
県央	0.91	0.76	0.90	0.76
県西	0.92	0.76	0.90	0.76

※当該年度の病床機能報告データから病床利用率を算出の上、国告示の下限値より低い等の場合、国告示の病床利用率を採用した（網掛け地域）

※病床利用率=年間在棟延べ患者数×100/稼働病床数（各年7月1日時点）×365日



参考 1

基準病床数算定の基本的な考え方（案）

平成 30 年 2 月 20 日現在

神奈川県

1 算定の基本的な考え方（一般・療養病床）

- 地域医療構想で推計された必要病床数は、医療法施行規則に基づき算出した、2025 年の医療需要の将来推計に基づく推計値であり、必ずしも将来における変動要素（例：交通網の発達、医療技術の進歩等）をすべて勘案して算出したものではない。
- しかし、今後高齢化に伴い県内の医療需要が増えることは推計から明らかとなっており、各医療機関が病床利用率を上げるなど効率化に努めることが必要である。加えて、病床を新規整備するには相応の時間がかかることなどを考えると、医療需要が急激に増加すると見込まれる地域においては、一定程度の計画的な増床の検討が必要である。
- なお、病床の整備にあたっては、人材の確保が必要であることに留意するとともに、医療技術の進歩や社会システムの進展を踏まえた 2025 年以降の医療需要の変化を見通しつつ、取り組む必要がある。

【計画策定期の対応】

- 計画策定期における基準病床数は、医療法施行規則で定められている算定式に、国告示で示された数値を代入し算定する。ただし、病床利用率など、一部、地域の実情を反映することが認められている。
- また、基準病床数算定の特例として、急激な人口の増加が見込まれ、病床の増加が必要と考えられる場合など計画策定期の事情により、都道府県知事が都道府県医療審議会の意見を聴いた上で厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数又は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を基準病床数とするとができるとされている。
- 病床利用率など地域の実情を反映できる部分や特例活用有無については、地域の意見も踏まえながら算定していく。

【計画策定期後の対応】

- 計画策定期後は、計画期間（2018～2023 年）の中間年である 2020 年に基準病床数の見直しを検討することとし、その間、増加する医療需要に対して各医療機関が病床利用率を上げる努力をした結果や、調整会議を通じた適切な役割分担の進捗状況を検証し、改めてその時点で医療需要の将来推計と比較して 2020 年以降増床することの必要性について判断することとするが、その際にも国との特例協議は別途必要となる。

2 第3回地域医療構想調整会議（地区保健医療福祉推進会議）での意見

- 資料5-2のとおり。

3 対応方針（案）

- 上記1～2を踏まえた対応方針（案）は、次のとおり。

(1) 第7次基準病床数（基本）既存病床数＜必要病床数となる地域

基準病床数算定式に基づく試算において、「2017.1.1人口」及び「国告示の病床利用率」により算定した病床数（以下「基本」という。）（資料5-3の①上段）が既存病床数（資料5-3の③上段）を下回る地域でその差が100床未満の場合は、特例を活用しない。※また、病床利用率については、地域の実情を反映し、「平成28年度病床機能報告」を使用する。

（対象地域：湘南東部）

(2) 第7次基準病床数（基本）＜既存病床数＜必要病床数となる地域

基本（資料5-3の①上段）が既存病床数（資料5-3の③上段）を下回る地域は、2020年人口推計により算定した病床数（資料5-3の②上段）による特例活用を国と協議する。

（対象地域：川崎南部、相模原、湘南西部、県央）

(3) 第7次基準病床数（基本）＜必要病床数＜既存病床数となる地域

必要病床数（資料5-3の⑩上段）が既存病床数（資料5-3の③上段）を下回る地域は、特例活用ができない。

（対象地域：県西）

(4) 第7次基準病床数（基本）＜必要病床数かつ乖離が大きい地域

必要病床数（資料5-3の⑩上段）と既存病床数（資料5-3の③上段）の乖離が県内でも特に大きい（＝医療需要が増加することが見込まれる）地域は、将来に与える影響が大きいことから、地域の意向も踏まえ、次のとおりとする。

a 計画策定時は、特例を活用せず、「2017.1.1人口」及び「H28病床機能報告の病床利用率」により算定した病床数（資料5-3の①下段）を基準病床数とする。

b 計画策定後、毎年度、最新の人口と病床利用率により再計算した結果を見た上で、地域の医療提供体制の現状等を踏まえて、基準病床数の見直しについて検討する。（直近の人口を使う場合、国との協議は不要だが、計画変更の手続きは必要。）

（対象地域：横浜、川崎北部、横須賀・三浦）

(5) その他

上記の対応方針（案）によってもなお、救急機能の不足など、地域の個別事情に対応できない場合、地域の意向を踏まえ、地域の実情を反映するための知事の裁量を活用する。

a 加算 1（川崎北部、川崎南部、相模原、湘南西部、県央、県西）

地域の実情を踏まえ、「療養病床の入院患者数のうち、医療区分1の患者数の40%（国が示す70%－県の実態30%）」を加算する（資料5－3の⑥）。

b 加算 2（県央、県西）

県央は患者の流出が大きい地域であることから、地域内の医療提供体制を強化するため、地域の協議・合意を踏まえ、200床を加算する。

県西は救急医療体制の維持・確保が課題であることから、地域内の医療提供体制を確保するため、地域の協議・合意を踏まえ、118床を加算する（資料5－3の⑦）。

4 スケジュール

- 平成30年2月20日
 - ・ 第6回県保健医療計画推進会議
保健医療計画（基準病床数を含む）（案）確定
- 平成30年3月
 - ・ 第2回県医療審議会
保健医療計画（基準病床数を含む）について諮問・答申
 - ・ 特例活用に係る国との協議
※川崎南部、相模原、湘南西部、県央
県医療審議会の意見を付して協議申請書を提出・同意書交付
 - ・ 保健医療計画（基準病床数を含む）確定

【基準病床数算定時の特例措置（法第30条の4第7項）】

基準病床数を定めようとする場合において、急激な人口の増加が見込まれること、特定の疾患に罹患する者が異常に多いことなどの事情がある場合は、算定基準等に従い算定した数に厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数またはその同意を得た数を基準病床数とすることができます。

参考 2

第 3 回地域医療構想調整会議における各地域の意見

地域	結論	意見（確認結果）
横浜	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局案「2017 年人口・平成 28 年度病床機能報告の病床利用率」を使って算出した基準病床数としたい。 ・毎年見直しとしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし
川崎北部	<ul style="list-style-type: none"> ・「2017 年人口・平成 28 年度病床機能報告の病床利用率」を使って算出した基準病床数としたい。 ・毎年見直しとしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現場感覚としては、現状の病床数に過不足感はなく、尚早な病床整備により医療現場が混乱すると、ひいては市民への医療サービスの提供にも影響を及ぼしかねない ・医療の進歩や病床利用率の向上、平均在院日数の短縮など、今後の状況により医療の需給状況は変動するので、直近の人口や地域の医療提供の状況を踏まえながら、毎年見直しを行うのが妥当。
川崎南部	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局原案「2020 年人口・国告示の病床利用率」で特例活用したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし
相模原	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局原案「2020 年人口・国告示の病床利用率」で特例活用したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の意見を尊重していただいた
横須賀・三浦	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する病床利用率について、国告示と平成 28 年度病床機能報告の病床利用率のいずれを選ぶか諮った。 ・「2017 年人口・平成 28 年度病床機能報告の病床利用率」を使って算出した基準病床数としたい。 ・毎年見直しとしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休床中（約 350 床）の病床もその殆どが 6 年後までには再開するという意向が示されており、同時に病床利用率を上げることにより、現状の病床数で十分対応可能である。 ・医療従事者（特に看護師）不足の現状を踏まえ、増床しても運営に疑問が残り慎重な対応が必要。 ・逗子葉山地域では特に病院等の医療資源が不足する状況ではなく、市町単位ではなく二次医療圏単位で考えるべき。 ・高度急性期では患者が増傾向であ

地域	結論	意見（確認結果）
		<p>り、将来限界に達する懸念があるため、毎年度地域の実情を踏まえ、基準病床の見直しを検討すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想で示された必要病床数や回復期病床の不足も加味して検討すべき。 ・医療需要の増加が見込まれており、地域的な偏在もあることから、基準病床数を増としてほしい。
湘南東部	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する病床利用率について、国告示と平成 28 年度病床機能報告の病床利用率のいずれを選ぶか諮った。 ・「2017 年人口・平成 28 年度病床機能報告の病床利用率」を使って算出した基準病床数としたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物があっても働く人がいなければ病院は成り立たない。病床機能報告の病床利用率を使ったほうが地域の実態に合っている。 ・医療機能の分化・連携の成果や、平均在院日数の短縮が進んでいることを鑑みても、そのうち病床に余裕が出てくる。3年後の見直しもあるので病床機能報告の病床利用率を使ったほうがよい。 ・3年後の見直しにあたっても、既存病床の実態の利用率をみてやっていくということになる。
湘南西部	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局原案「2020 年人口・国告示の病床利用率」で特例活用したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の意見を尊重していただいた
県央	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局原案「2020 年人口・国告示の病床利用率」で特例活用したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の意見を尊重していただいた
県西	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省との内々調整を踏まえ、事務局提案「2017 年人口・国告示の病床利用率」を使って算出した基準病床数としたい（特例活用はない）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・満足しているわけではないが、県としてできるだけのことをしていただいたことを評価する。 ・急性期医療は病床も人も不足していることは今後も十分理解してほしい。二次救急輪番は崩壊しかけている。

■基準病床数算定式に基づく試算(H30.2.20現在)

参考3

※病床利用率は、上段が国告示を使用(療養0.90、一般0.76)し、下段がH28病床機能報告を使用。

(床)

医療圏	第7次基準病床数(基準病床数算定式に基づく試算)		既存病床数(平29.3.31) ③	既存病床数-第7次基準病床数(試算)(基本、検討1) ④=③-①	既存病床数-第7次基準病床数(試算)(検討2、3) ⑤=③-②	<加算1>療養病床入院患者(医療区分1)の40%※病床数換算 ⑥	<加算2>患者の流出が大きい地域における加算 ⑦	第7次基準病床数 ⑧=①+(②)+⑥+⑦ ⑨=③-⑧	既存病床数-第7次基準病床数 ⑩	(参考)2025必要病床数 ⑪	(参考)第6次基準病床数
	2017.1.1人口(基本、検討1) ①	2020人口推計(検討2、3) ②									
横浜北部	9,315		8,709	△ 606							
	9,225		8,709	△ 516							
横浜西部	8,319		7,346	△ 973							
	8,019		7,346	△ 673							
横浜南部	6,668		6,814	146							
	6,272		6,814	542							
横浜計	24,302		22,869	△ 1,433							
	23,516		22,869	△ 647				23,516	△ 647		
川崎北部	3,649	4,318	4,362	713	44						
	3,479	4,120	4,362	883	242	183		3,662	700		
川崎南部	3,941	4,097	4,814	873	717	92		4,189	625		
	3,812	3,968	4,814	1,002	846						
相模原	5,761	6,276	6,564	803	288	269		6,545	19		
	5,761	6,276	6,564	803	288						
横須賀・三浦	5,488	5,738	5,357	△ 131	△ 381						
	5,307	5,553	5,357	50	△ 196			5,307	50		
湘南東部	4,286	4,552	4,319	33	△ 233						
	4,064	4,324	4,319	255	△ 5			4,064	255		
湘南西部	4,114	4,471	4,901	787	430	164		4,635	266		
	4,083	4,432	4,901	818	469						
県央	4,546	5,018	5,233	687	215	143	200	5,361	△ 128		
	4,546	5,018	5,233	687	215						
県西	2,558	2,676	3,155	597	479	133	118	2,809	346		
	2,558	2,676	3,155	597	479						
県合計			61,574			984	318	60,088	1,486		
										72,410	59,985

※横浜は、2020年人口推計を使わず、毎年度、最新の人口と病床利用率により再計算した結果を見た上で、基準病床数の見直しについて検討することとしているため、基準病床数算定式に基づく試算において、2020年人口推計による推計をしていない。

